

(別紙)

## 低価格入札者との契約に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、本特約が添付される契約と一体をなす。

(費用負担)

第2条 本特約の適用に係る費用については、すべて受注者の負担とする。

(契約の保証)

第3条 契約約款第4条第3項及び第6項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

(現場代理人及び主任技術者等)

第4条 契約約款第10条第5項中「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者」に読み替える。

(前金払)

第5条 契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。

- 2 契約約款第35条第7項中「10分の4」とあるのは、「10分の2」に、「10分の6」とあるのは、「10分の4」にそれぞれ読み替える。
- 3 契約約款第35条第8項中「10分の5」とあるのは、「10分の3」に、「10分の6」とあるのは、「10分の4」にそれぞれ読み替える。
- 4 契約約款第35条第9項中「10分の5」とあるのは、「10分の3」に、「10分の6」とあるのは、「10分の4」にそれぞれ読み替える。

(受注者が追加で配置する現場専任の技術者)

第6条 受注者が、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第16条第1項第4号に該当し、追加で配置する現場専任の技術者があるとき、当該技術者は受注者と引き続き3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

- 2 前項の技術者が当該工事の現場代理人を兼務することはできない。

(微破壊・非破壊試験によるコンクリート強度測定の実施及び測定結果の報告)

第7条 受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案)」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びかぶり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(契約不適合責任期間中の現場調査及び報告)

第8条 受注者は、請負契約約款第45条に規定する契約不適合責任期間中、「低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、現場

調査及び報告を行わなければならない。

**(下請契約の締結及び下請負人通知)**

第9条 受注者は、本契約に係る下請契約について、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により相互に契約を締結（下請基本契約を含む。）するものとし、施工体制台帳には契約書の写しを添付しなければならない。

2 受注者が、下請基本契約を締結している者と本契約に係る下請負契約を締結したときは、施工体制台帳に下請基本契約書及び当該工事の注文書及び請書の写しを添付しなければならない。

**(工事コスト調査の実施)**

第10条 受注者は、工事完成後、「島根県工事コスト調査実施要領」の定めるところにより、調査に協力しなければならない。